

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (1月31日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	10
議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
議員派遣の件	15
日程の追加	16
議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	17
閉会の宣告	19
署名議員	19

平成20年第1回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成20年1月31日
閉会 平成20年1月31日
会期 1日間

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
1月31日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・提案説明・質疑 議案第1号及び議案第2号委員会付託省略(即決) 議案第3号総務常任委員会付託 議員派遣の件
		委員会	午前11時	議案第3号総務常任委員会
		本会議	午後3時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成20年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成20年1月31日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成20年1月31日 午前10時00分)

閉 会 (平成20年1月31日 午後3時03分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	住 民 課 長 神 里 富 松
副 村 長 宮 城 重 徳	福 祉 課 長 宮 城 成 和
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	シークワーカー 振 興 室 長 山 城 均
企 画 財 政 課 長 新 城 寛	

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 前 田 孝 主 事 真 喜 志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第1号	平成19年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 付託省略
5	議案第2号	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明 付託省略
6	議案第3号	大宜味村課設置条例	提案説明 質疑～付託
7		議員派遣の件	

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第3号	大宜味村課設置条例	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。新年明けましておめでとうございます。ただいまから平成20年第1回大宜味村議会臨時会を開会いたします。
- 本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 新城一智議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題とします。
- お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。
- 本臨時会の会議に出席を求め説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第1号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
- 本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

本日は平成20年第1回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対し、感謝を申し上げます。

それでは、議案第1号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

平成19年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,408万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年1月31日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第1号の平成19年度大宜味村一般会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

1 ページの予算書をお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、14款の県支出金の88万8,000円の補正でございますが、これは県の園芸作物ブランド産地育成事業としての農林水産業費の補助金でございますが、その内容は、カンキツグリーンング病の早期発見に伴う適切な処置と、蔓延防止策を講じるために、調査体制を確立するに必要な調査機器を購入するものでございまして、この機器がカンキツグリーンング病精密診断装置の備品となっております。

なお、当初は県補助率は55%として準備してまいりました。しかし県よりの修正指示がございまして、県補助金が45%、県負担が55%と修正しております。それで、支出につきましては一部財源組み替えをしたものであります。

それでは、支出についてご説明したいと思いますので、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

2 ページの歳出の第6款農林水産業費でございますけれども、112万5,000円の補正がございまして。その内容については、議案説明書の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

5 ページのほうに、まず備品購入費として197万4,262円計上してございます。これは先ほど申しあげましたように、カンキツグリーンング病の精密診断装置を購入してございます。

それで、この対応費として当初第19款の負担金補助及び交付金の中に病虫害調査補助金があったのですが、このほうの85万円を、これは今回の予定しておりました事業を中止いたしましたして、そのほうを充てていきたいと。

なお、なぜ中止しますかにつきましては、このグリーンング調査については、今年に入りまして、7月から毎週水曜日に防除対策員に依頼しまして、各集落において簡易検査を実施してまいりました。そして同時に12月のほうに県との合同調査をやってまいりまして、一通り調査は済んでおります。

それで、済んでおりますのは、ことしはこの残り分を節減しまして、そして先ほどの45%の補助金しかございませんので、この88万8,000円の補助金と、今の病虫害調査補助金を削除して、85万円を加えまして、そしてなお、23万7,000円の不足が出ますので、今予算書の2ページに上げておりますように、不足分の23万7,000円を一応予備費を充てて112万5,000円と組み替えて、備品購入費を197万4,000円を調達したいというような内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

大変失礼しました。福祉のほうの補正の内容は、補正の増減はございませんけれども、この中で従来使用料として107万円ございました福祉サービスシステムの使用料がございましたが、このほうを削減いたしまして、それにかわって、障害者福祉サービスシステムの備品購入費が必要になってきましたので、それに充てたいということで、補正の増減はございませんけれども、この組み替えがありますということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） シークワサー振興費の中の備品購入費ですけども、この機械というのは、必要性というのはよくわかりますけども、じゃ、これはどの部署で管理し、それから維持管理の部分、このメンテナンスなどでも費用が年々かかってくると思ひますけども、その辺はどうなっていますか、確認したいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） ただいまの質問にお答えします。

まず、管理につきましては、シークワサー振興室で予定しております。調査のスペースの件もありますが、今、事務を行っております1人分のテーブルのスペースに確保できるという想定をしておりますが、何せ10機種とありますが、この一番上のマイクロ冷却遠心機と、プログラムコントロールシステム、この2つが主な操作する機種になりまして、それに伴う附属備品的な範囲であります、ほかのあれはですね。

ですから、一応今1人の事務スペース範囲で保管していくと。それにつきまして、ご質問になりました点なんです、一応今回購入しまして、即稼働ということにはちょっと難しい点がありまして、どうしても専門的な知識というか、そういう方の指導もありまして、約3カ月ぐらい県の職員と、十分な判定ができるように一応研修を兼ねて実施していくという予定でもありますが、今ご質問ありましたメンテナンスについては、今のところちょっと新しい機種ということで、特にこのパソコンとかそういった感じでの年間のメンテナンスとかそういったものは必要ないということを知っております。ふぐあいとか何かがあったときには、やっぱりこちらの落ち度じゃない限りは出ないということは今考えておるんですが、一応メンテナンスについては、そういうほかのシステム、パソコンとかそういう電算システムとは違う、独自のメンテナンスでいけるということで考えております。

あと、消耗品とかやっぱりどうしても必要になってきます。少々の薬剤か、あとピンセットとか、そういうものは、ちょっと年間20万からそこら辺は必要になるんじゃないかと、一応考えております。

検体、検査に要するサンプルとかの数量によってもいろいろ出てくると思うんですが、そういう消耗品は出てくるということで、一応想定しております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） わかりました。すごい精密なものだと思うんですけども、薬剤とか使用するとなると、資格とかそういうのが必要になってくると思うんですけども、その辺の部分というのは確認をされていますか。

以上です。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 一応その薬剤とか、そういう特殊なあれは資格を必要とするということ、ちょっと必要性は説明を受けていなくて、一応確認というこ

とで細かくちょっとその辺のものを、自分がちょっと確認不足なんです、そういう特殊な資格は必要ないということで伺っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 3款の民生費の社会福祉費について、前に議員の説明会の中でもありましたけど、ちょっとまだ触れていない部分がありますので、1点確認させていただきたいと思います。

この14節の使用料及び賃借料については、当初の予算で計上されている予算で、年度末も近い中で、今こういう組み替えということになってはいますが、もう少し踏み込んだ具体的な理由を説明いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 福祉課長。

○ 福祉課長（宮城成和） まず、率直に申し上げますと、この14節の予算計上の仕方が誤りでした。おわび申し上げます。そしてそのシステムにつきましては、実際今は創和ビジネスさんのほうに全体的なシステムが移りましたので、10月以降にこれが発動しておりますので、4月からは使う必要はありませんでした。

それと、もう一つは、これ、今、国の補助を受ける予定であります。そのときに当初は何かリースというような指導もあったんですが、リースといいますと年度が変わりますものですから、単年度補助になりましたということがありましたので、今回、予算項目を組み替えをしまして、備品購入という形で、今後は補助金を受ける予定で準備を進めております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） これまでこのサービスのシステム使用料が使用されていないということで、このサービスを受ける方々が不利がなかったかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 福祉課長。

○ 福祉課長（宮城成和） これにつきましては、10月以降につきましては、国保のほうで一括支払いをといるんでしょうか、そういうような制度になりました。それ以前は手書きでやっておりましたので、特にサービスに支障があったということはありません。手書きで処理をしておりましたので、10月以降が電算化が必要でしたので、そういうようなサービスの影響はないと思っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第1号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第1号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成19年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成20年1月31日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは、議案第2号の平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

まず、予算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、このほうは、歳出の1つでございます。保険給付費の療養諸費の28万5,000円の補正増ということで、これは請求額の一番多い2月分の増額をしてございます。これを予備費で対応してございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第6 議案第3号 大宜味村課設置条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 議案第3号 大宜味村課設置条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成20年1月31日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

行政改革の推進及び業務の効率的運用に努める必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

- 総務課長（島袋幸俊） それでは、議案第3号の概略を説明します。

大宜味村課設置条例（昭和60年条例第7号）の全部を改正することになります。

第1条は、課の設置をうたい、総務課、会計課、財務課、企画観光課、住民福祉課、産業振興課、建設環境課の7つの課が設置されています。

第2条では、7つの課の分掌事務をうたっています。

第3条は、規則への委任をうたっています。

附則で、施行期日を平成20年4月1日としています。

分掌事務等については、委員会で説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 東 武久議員。

○ 4番(東 武久) 1点だけお伺いしたいと思います。

産業振興課の分掌の中で農林土木に関することとありますけれども、説明資料を見ますと、従来建設課が行っておりましたが、農林水産省関連分を産業振興課のほうに割り振るということになっておりますようですが、以前は建設課、あるいは経済というふうな、土木あるいは農林土木というふうな色分けをされていた経緯があつて、両課ある程度の技術をよした職員が配置されておまして、業務がスムーズにいったと思うんですけども、今回産業振興課のほうにある程度の土木技術を要求される業務が過疎地域促進計画等においても計画をされておまして、実際にこれから予算要求等々のヒアリングに入るものだと思っておりますが、そのヒアリングの段階で、予算の積み上げ等々についても、概算要求等々において、ある程度の土木の技術を持った職員が配置されないと、内容がスムーズにいかないというふうなことも懸念されますので、この辺について1点だけ、村長の方針というんですか、考え方をお伺いしたいと思います。

○ 議長(宮城功光) 休憩します。

(午前10時27分)

○ 議長(宮城功光) 再開いたします。

(午前10時28分)

○ 議長(宮城功光) 答弁を求めます。村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの東議員のご質問にお答えいたしますが、これはいろいろ内部検討する段階もありまして、話をいろいろした中でございますが、いわゆる専門分野を要するという事は、一定の認識をしなければいけませんけれども、これから人事の配置とか予算の関係とかということをされますので、これからしっかり検討していきたいということです。

○ 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) 課設置条例について、3点ほどお聞きします。

19年の2月の臨時会において、総務課長のほうから、当初は会計課の設置条例でしたけれども、その2月にこの課の再編は9月までにある程度見通しをつけるということで回答がありまして、その後12月になって今回になっているわけですけど、そのおくれた経緯、理由ですね。

それともう1個、定数班が12回にも及んで検討されているわけですが、定数班の第1回目がこの間の説明によりますと7月に行われているということなんですけれども、村長からの指針が8月に出ているわけですね。村長から提出された検討指針が、19年8月23日に出ているということで、そのギャップの説明ですね。

あと、この第3次行政改革実施計画の中で、重点的取り組み事項、行政組織、機構の見直し、これの一部と解釈していいのか、これが全部終わったと解釈していいのか、その辺の答えをお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 9月までに回答するというのを、昨年の2月臨時議会で回答していた点がきょうまで延びたということで、本当に申しわけないと思うんですが、これはさっき議員のほうからもありましたとおり、12回重ねてきて、今回で終わろうということです。ずっと進めてきたんですが、やはり今後に悔いを残さないためにも、審議を尽くせるところまで尽くそうということで、ずっと延ばして12回を重ねております。

前回の議案説明のときに、7月もしくは8月という回答をしたと思うんですが、県議選を終えてやったという報告、7月というのは誤りで、県議選を終えて8月から第1回が行われております。

第1回は、まずこの行政改革組織定数班の数名で行っております。これはまず今回の課設置についての意義とかそういうものの確認でありまして、第2回から各課の代表を出して、あるいはまた村長の指針等を受けてやろうということで確認しております。そのために、第2回から村長の指針を受けた後に本格的な審議になっております。

組織の改革というものは、またその都度時代に即したものでなければいけないと思います。今回で終わりということは限定づけることはできないと思います。また何らかの形で社会の情勢とかそういうのが変化があれば、これも変える必要が迫られる可能性はあると思います。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 時代に合わせた組織と、また機構も変わるということで、行政改革の実施計画の中のこの一部ということで解釈、まだ新たに4次も5次も出てくると思いますので、そこに期待をしたいと思いますが、2月でこういう話をしているわけですから、すぐ動くということが大事だと思うんですよ。

やっぱり日々、国もいろんな情勢が変わっておりますので、ぜひその辺の危機感という

か、村民の福祉向上のためにも、やっぱり役場の業務のあり方がいかにスムーズに、スピーディーにできるかが問われてくると思いますので、その辺について、今度の課の設置条例のことについても、どういう村長の見解があるのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの一智議員のご指摘にお答えいたします。

ご指摘はもっともだと思います。それでできるだけ早目に、あるいは中身を充実させながらというふうなことを常に考えながらやっているわけですが、いかにこの現組織の中でそれを改善していくときに、住民サービスの質の低下といいますか、おくれがあつてはいけないというようなことで、中身をもっと審議をしっかりと尽くしてくれというようなこともありまして、時間はかかりましたが、手をつける時期が遅いのではないかとご指摘がございまして、確かにそのように認識を受けとめておきたいし、今後そういったものに敏感に対応できるようなことは、これからもしっかりと考えていきたいと思っております。ご指摘はご指摘として受けておきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 村長のほうからも謝りの言葉があつたんですが、この検討班、19年度は12回行っているんですが、やはり18年度も10回近くは開催してきています。これを18年度の検討をしてきたものが、そのとおりはちょっと難しいということもありまして、そのときはもっと課をコンパクトに少なくする検討をしてきたわけなんです、それがもう全く無の状態からまた19年を始めていったということです。

18年度は村長の指針もないままでの作業だったものですから、そのあたりが指摘されて、やはり検討する上では指針が必要ということで、再度指針を出してもらって、19年度に12回行っているということで理解してもらいたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号 大宜味村課設置条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議員派遣の件

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成20年1月31日

本会議は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 件名 沖縄県町村議会議長会主催の議員研修会

(1) 目的 町村議会を取り巻く諸課題の活性化に資するため

(2) 派遣場所 浦添市てだこホール

(3) 期間 平成20年2月21日の1日間

(4) 派遣議員 全議員

- 議長(宮城功光) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時38分)

-
- 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時00分)

◎日程の追加

- 議長(宮城功光) ただいま総務常任委員長から、先ほど付託しました議案第3号大宜味村課設置条例についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。

議案第3号 大宜味村課設置条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 大宜味村課設置条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 追加日程第1 議案第3号 大宜味村課設置条例を議題にします。
委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成20年1月31日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会
委 員 長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第3号	大宜味村課設置条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第3号 大宜味村課設置条例について、総務常任委員会における審査の経過及び結果についてご報告いたします。

委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長の出席を求め、本日午前11時から審査いたしました。

本案は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、大宜味村第4次総合計画の諸施策の展開と住民サービスの向上を図るため、行政改革の推進及び業務の効率的運用に努める必要があり、昭和60年条例第7号の全部を改正するものです。

現在の7課の分掌事務の総合調整を充実させ、執行体制の強化を図るため、課名変更を行い、その分掌事務を定めるための改正であります。

本案について質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告を終わります。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長報告を終わります。

これから議案第3号 大宜味村課設置条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号 大宜味村課設置条例について討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 大宜味村課設置条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員であります。

したがって、議案第3号 大宜味村課設置条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（宮城功光） お諮りします。

会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
平成20年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午後 3時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員